

(別紙様式)

業務改善の実施状況報告

組織名	水産庁漁港漁場整備部整備課	連絡先	03-3502-8493
所管する業務の概要	直轄漁場整備事業の実施に関すること、漁港漁場整備事業の補助金の交付決定、技術基準の整備、調査・技術開発に関することなど		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
1. 基本的な心構え・行動 (1) 業務における心構え - 出張等の際に、自分に関わる業務以外の質問や要望があっても、出来る限り対応するように努めている。「担当が違うので」というような回答はしないよう心がけている。 - 請負業者に対して、指示通りに動いていないため厳しい言葉を使ってしまったことから、改善策として一旦電話を切り、問題を整理したうえで改めて電話をかける等、冷静な対応をとるようにしている。 (2) 農林水産業の振興と消費者利益の関係 - 請負工事に関する工事ヤード周辺住民への工事説明について、地方公共団体等との連携を強化し、地域住民からの理解を得やすくするように努めている。 (3) 国民の意見、要請、苦情に対する姿勢 - 公益通報に関するガイドライン等に従い実施している。 - 情報提供があった場合は、速やかに課内で整理し対応することとしている。 (4) 国民への情報提供姿勢	- 出張や外勤等で自席を長時間外しても業務に支障が生じないように、業務ごとに副担当を設け、問題意識を共有しておくことが必要。 - イメージ図の使用や表現の工夫により、一般市民にとり、より解りやすいものとなるよう努めることが必要。

- ・部のHPに「意見箱」を設置し、国民等からの意見を求めている。

2. 国民視点に立った業務の遂行について

- ・これまでの取組実績及び現在実施している取組

2. 政策・事業（業務）等の企画立案・推進に関する取組

(1) 政策のニーズ等の把握に向けた取組

- ・現場に出向いた際に、直接漁業者等から意見を聞くように努めている。
- ・機会あるごとに、都道府県等から情報や要望を聞き取るよう努めている。

(2) 関係部署との連携強化のための取組

- ・毎週、直轄事業関係者の内部打合せを実施し、業務の進捗状況等を確認している。
- ・直轄事業について、関係者との打合せごとに概要メモを作成し、関係課に配布することで常に情報の共有を図っている。

(3) 国民への政策等の説明方法

- ・図面や写真を使い、解りやすく説明するよう努めている。
- ・磯焼け対策への参加を促すため、資料を漁協内に掲示してもらっている。
- ・磯焼け対策ガイドラインを作成し、一般市民を含め、普及に努めている。
- ・多人数が参加する「磯焼け対策全国協議会」等の際に、理解度を把握するためのアンケートを実施予定。

- ・今後の課題とその改善策

- ・磯焼け対策については効果的な普及方法の検討が必要。他業種との連携・意見交換を進めることで一般的な理解を広げていくことを検討中。

3. リスク管理に関する取組 (1) リスク管理の手順・ルール ・発注工事の事故発生に対して、マニュアルに従い対応しているが、さらに具体的な対応方法を検討している。 (2) 過去の失敗や教訓の活用 ・重要なメールや部外者に初めてメールを送信する際には、誤送信やメールの未読を防ぐため、送信後に電話等により連絡を入れるようにしている。 4. 食の安全に関する取組	・円滑な対応のため、引き続き事例収集等に努めることが必要。 ・複数の者に同時送信している場合は全員に直接確認することが困難なので、たとえば作業依頼では期限前に再度確認の送信をするなどの配慮が重要。
--	---

3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
・毎週各班代表等による課内会議を行うこととし、毎月1回は課職員全員参加の会議を実施している。 ・班レベル等もっと小さなグループで業務上の問題点を把握するための打合せを実施している。 ・各班の業務上の課題や業務量を課内会議で報告・共有することにより、短期的な人の支援等を課長が指示しなくとも、職員間で自主的に要請・融通できるような環境作りを行っている。	・物理的に会議を開く場所・時間が確保できないため、小グループの打合せを実施することが難しい場合がある。打合せの形式にこだわらず、メール等も活用して問題意識の共有や課題解決を図ることが必要。

4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
1. ～ 3. に分類できない取組があれば、この欄に記載する。	

- ・事業、調査の発注事務担当者は、発注者綱紀保持マニュアルを座右に置いている。
- ・課全員が、発注者としての心構えを再確認するとともに、お互いの注意喚起を図るため、発注者綱紀保持マニュアルを課職員全員に配布し、熟読させている。

- ・異動等で担当が変わる場合の引継を的確に行うこと、定期的に心構えを再確認する機会を持つことが重要。
- ・発注事務担当者や課内職員が変わると、綱紀保持レベルが下がるため、研修への参加呼びかけとマニュアルの周知徹底を図る。